



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 西 浦 康 之
印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

第4回水害サミットが開催される (概要)

— 被災地からの情報発信 —



水害サミット全体風景 (水害サミット実行委員会提供)

目 次

第4回水害サミットが開催される.....	2
河川愛護月間をかえりみて.....	国土交通省河川局治水課..... 5

第4回水害サミットが開催される(概要)

— 被災地からの情報発信 —

1. はじめに

近年、全国各地において集中豪雨や台風による激甚な水害が発生し、尊い生命が失われ、大切な暮らしが奪われています。

激甚な水害を経験した全国の市区町村長が集まり、被災地の教訓や治水への思いを語り合い、洪水の特徴、被害の状況はそれぞれ違うものの、災害の渦中にあり、困難に直面しながらも、課題を克服しつつ陣頭指揮を執ってきた市区町村長の水害経験を通じて得た知見や課題を被災地の責任として全国発信するとともに、防災・減災の観点から、河川行政・管理等に対して意見・提案を行うことを目的として平成17年に第1回水害サミットが開催され、今年6月に第4回水害サミットが開催されることとなりました。

2. 第4回水害サミットの概要

(1) 対象とする市区町村

平成14年から平成19年にかけて、激甚な水害にあった市区町村や河川激甚対策特別緊急事業、又は河川災害復旧助成事業を実施している市区町村 62市区町村

(2) 目的

- ① 水害の経験を通じて得た知見や課題について意見交換し、課題解決に向けた取り組みをしていること。
- ② 水害経験の少ない他の自治体に情報発信することで防災・減災意識を高めていくこと。
- ③ 水害の防止、減災に向けた河川行政・河川管理に意見・提案を行うこと。

(3) 主催

- 水害サミット実行委員会

水害サミット実行委員会発起人会

新潟県三条市長、新潟県見附市長、福井県福井市長、兵庫県豊岡市長

- 毎日新聞社

(4) 日時

- 平成20年6月3日(火) 15:00~18:00

(5) 場所

- 虎ノ門パストラルホテル

新館 プリムローズ(東京都港区虎ノ門)

(6) 出席者

当日は、全国から20市町村長の出席がありました。また、全国の情報提供と治水対策の議論に加わっていただくため、オブザーバーとして国土交通省河川局長の参加をいただきました。

第4回水害サミット参加者(敬称略)

コーディネーター	松田 喬 和
オブザーバー	甲村 謙 友
北海道日高町長	三輪 茂
岩手県一関市長	浅井 東兵衛
秋田県北秋田市長	岸 部 隆
新潟県三条市長	國定 勇 人
新潟県見附市長	久住 時 男
福井県鯖江市長	牧野 百 男
福井県越前市長	奈良 俊 幸
長野県箕輪町長	平澤 豊 満
静岡県伊豆の国市長	望月 良 和
兵庫県洲本市長	柳 実 郎
兵庫県豊岡市長	中 貝 宗 治
兵庫県西脇市長	來 住 壽 一
徳島県小松島市長	稲田 米 昭
愛媛県大洲市長	大森 隆 雄
高知県いの町長	塩田 始
熊本県球磨村長	柳 詰 恒 雄
宮崎県西都市長	橋田 和 実
宮崎県日之影町長	津 隈 一 成
鹿児島県出水市長	渋谷 俊 彦
鹿児島県湧水町長	米 満 重 満

市区町村長以外の参加自治体

福井県福井市、京都府福知山市、福岡県飯塚市

3. 会議結果

会議は、毎日新聞社の松田喬和論説委員にコーディネーター役をお願いし、「水害発生時の首長の苦悩と対応について」をメインテーマとし、冒頭に、



松田コーディネーター

中貝豊岡市長 実行委員会
発起人代表あいさつ

サミット初参加の3首長から事例紹介として、被災時の首長の苦悩を中心とした体験が発表された。

この事例紹介を受けて、サブテーマである①災害時の判断、②災害後の復旧、③災害前の備えには何が必要かの議論が進められました。

以下、議論の概要を紹介します。

① 災害時の判断

- 現場の状況、河川の状況等がモニターで見ることができ、有効であった。
- 避難勧告では、河川管理者の国交省事務所長から市長に直接いただいた情報提供が判断にあたり大変有効であった。
- 災害が広域にわたり被害が大きくなると、災害対策本部に報告される情報が少なくなることを体験した。
- 河川の水位情報と避難勧告等の避難情報が連携するよう改善されてきた。
- 河川の水位と今後の水位の動向により、災害対策本部の設置、避難準備情報、避難勧告等の発令基準を設定し、住民にも事前に周知している。
- 大雨洪水警報が発表されたら、避難の準備を通知し、避難所設置の準備を始める。
- 本流の決壊を防ぐため、ポンプの稼働停止の判断は、苦渋の決断となるが、少なくとも事前にルールを作っておき、そのルールを市民に周知しておくことが必要。

② 災害後の復旧

- ごみの処理が大変だった。何より仮置き場をすぐ探すこと。そして、県等から応援の橋渡しをいただいて、直接持って帰ってもらって本当に助かった。
- ボランティアセンター直ぐに立ち上げる。これ

は市民に元気が出て、町が明るくなった。ただし、ごみの選別等危険を伴う作業への従事は、絶対だめだと思う。

- ボランティアの活動は、ボランティアの組織で指揮命令系統を一本化することが大事
 - 水害に伴って土砂災害の警戒地域にどう対応していくかが大きな課題である。
- #### ③ 災害前の備え
- 災害時要援護者では、該当用件の思い切った絞り込みと本人同意ではなく、名簿に載るのがいやな人に手を上げていただく逆手上げ方式に変えたうえで、名簿の搭載者の一人ひとりをどの人がどうやって助けていくか、サービスを受けている介護サービス事業者も含めてであるが、ほとんど行き着こうとしている。
 - 災害物資は、被災した市町村が集中管理するのではなく、近隣の市町村が管理して行うことを予め決めておく。
 - 復旧活動を促進するため、建設業者等と災害時に優先的に建設用機材等の提供を受ける協定を締結している。
 - 地方分権改革推進委員会から都道府県内完結河川の管理権限の移譲等の中間的な取りまとめ案がでたが、現在、30年計画の流域河川整備計画が始まったところであり、予算的にも、能力的にも、とても県ではやれない。
 - 避難勧告等に従って避難いただくためには、自治会単位あるいは校区単位のより緻密な防災訓練というか、市民のトレーニングが必要と思う。
 - 国土交通省の事務所長と首長とのホットラインや日頃からの連携による信頼感の醸成が大切・情報収集・伝達体制等の充実、強化（防災行政無線、ホームページ、携帯メール、河川定点カメラ）
 - 土砂災害警戒区域は、指定するだけで助成がない。急傾斜地でも通常砂防でもほとんど採用されないため、住民に不安を煽るだけというような面がある。
 - 本川水位と内水による冠水状態をいかにコントロールするかは難しい判断がある。また、スーパー堤防と河床整備等の方法しかない地域もある。このほか二線堤による整備もある。

甲村河川局長からのコメント

- 国土交通省では、20年度から緊急災害援助隊を



オブザーバー
甲村河川局長

全整備局・本庁につくり、現在2,000人規模くらいの職員を任命し、機材とノウハウのある職員を応援に出すことを進めつつあります。

- 皆さんが経験された災害のノウハウ、それは実際に経験しないと完全には伝わらないが、共通の知識

として、全国の首長さんに、当然我々の事務所も含めてお伝えいただくことが大事でないかと思えます。

- 外水の被害と内水の被害をよく地域の方々にわかっていたでいて、こういう場合はポンプを停止せざるを得ないということを、事前に住民に周知しておいていただく必要がある。さらには、ポンプを停止しなくてもいいように、川の能力をさらに上げていくということも将来的に必要だと思っています。
- 地方分権の話については事実だけを申します。5月28日に地方分権改革推進委員会から、5月28日に第1次勧告が出ています。その勧告の要点は、一の都道府県内で完結する1級水系については、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、広域的な水利用や電力供給のあるまたは全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系、こういう水系は従前どおり国で管理して、それ以外の水系については従前と同様の管理水準を維持するための財源等に関して必要な措置を講じた上で都道府県に移管す

る。そういう趣旨の内容となっています。これは1次勧告であり、この後、2次、それから3次の勧告がなされるというふう聞いております。いまの1次勧告は県に移管する場合の基準を示したという位置づけで個別具体的にどの水系を移管するかは、先ほどの財源措置あるいは人の話もあるかと思えます。これらと併せ最終的に、個別に地方自治体と調整するというようなことになっており、おっしゃるように安全・安心を守りつつ、かつ、地方分権を行って地域の活力もつけていく。それをどう両立させるか非常に難しい問題だと思えますけれども、それをあながち避けて通るわけにもいかないだろうということで、いま頭を悩ませている最中です。また、今後、皆さま方のご意見も聞かなければならないと思っています。

4. おわりに

水害サミットも4回目となり、今回、新たに3市町村から参加がありました。

水害を経験した自治体として、その被災地責任をどのように果たしていくかも議論された中で、昨年6月にこの水害サミットの集大成として、「被災地からおくる防災・減災・復旧ノウハウ」を発刊しましたが、今度は、このノウハウ集を共通のホームページとして掲げ、さらに新しいノウハウの提供を全国に呼びかけ、より充実した「防災・減災・復旧ノウハウ」として広く発信していくべきだとの具体的な提言もいただき、検討を始めます。

終わりに第4回水害サミットの開催にあたり、ご多忙の中にも関わりませず、全国の情報提供と適切な助言等をいただきました国土交通省河川局治水課の皆様には厚く御礼申し上げます。

河川愛護月間をふりかえって

国土交通省河川局治水課

国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。本年度においても、「川が好き 川にうつった

空も好き」を推進標語として、各地方整備局、都道府県、市町村が主体となり、全国各地でポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、河川のクリーン

平成20年河川愛護月間関連行事 実施状況写真



- 行事名及び主催者：河川愛護月間の後志利別川河川清掃、NPO 後志利別川清流保護の会主催
- 日 時：平成20年7月30日
- 実施場所：後志利別川、真駒内川
- 写真説明：後志利別川清掃状況



- 行事名及び主催者：平成20年釧路川水生生物調査 釧路開発建設部
- 日 時：平成20年7月28日
- 実施場所：釧路川左岸弟子屈町トウ別地先
- 写真説明：川の水温測定

作戦、絵画・作文のコンクール等、多様な活動が、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て実施され、多数の方々の参加をいただきました。

月間中に行われた行事等の成果を踏まえて、今後とも、地域住民、市民団体等と協力した流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、年間を通して、国民の河川愛護意識の醸成に努めてまいりたいと考えておりま

す。

また、今年はこちらの活動に加え、河川愛護月間推進特別事業として、「川遊び～川での思い出・川への思い」をテーマに絵と文章を組み合わせて描いた絵手紙の募集を9月19日まで行っており、関係機関誌等を通じ、引き続き広く募集活動を行っております。



遠賀川河川事務所 水生生物調査 平成20年7月8日



熊本河川国道事務所 白川の日 清掃 平成20年8月3日